# 富士見町週休2日工事実施要領の補足事項

## ○適用時期について

令和6年4月以降に町が発注する工事から適用。

#### ○対象工事について(第3条関係)

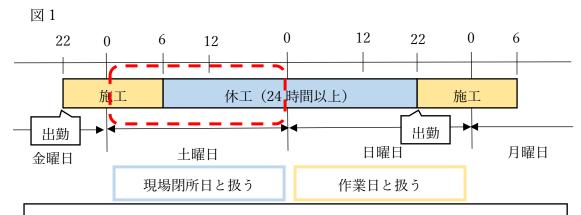
・「入札に付される工事案件」を対象とし、原則としてすべて「発注者指定型」で発注を行う。 「発注者指定型」で発注できない場合は、「施工者希望型」で発注する。

## ○用語の定義について (第4条関係)

- ・「工事着手日」とは町に着手届が提出された日とし、「工事完成日」とは片付けを含む現場作業が完了する日とする。よって、週休2日に取り組む対象期間は、要領に定める控除期間を除いた、契約日から現場作業が完了するまでの全期間とする。
- ・現場閉所日に関して、夜間作業を行う工事において、出勤から作業終了までに曜日をまたぐ場合は、出 勤していない曜日で作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保できれば、その曜日を現場閉所日 とする。(図 1)

#### ○週休2日工事の実施について(第5条関係)

- ・第5条第5項の協議は書面で行うこととする。
- ・第5条第6項の工事現場において明示する方法は、現場掲示板内に、工事関係者または公衆が見やすい文字色や大きさで、週休2日を実施する旨が分かるよう掲示するものとする。もしくは、現場掲示板とは別に工事看板を用意して掲出する方法も可能とする。その場合も、現場掲示板に掲示する際と同様の内容とする。



上記の場合、土曜日は作業従事しているが「出勤」はなく、金曜日継続作業完了後 (土曜日の6時)、24時間以上の休工を確保できているため、閉所日として扱う